

平成28年度 事業運営方針
平成28年度 重点目標
平成28年度 事業計画書
平成28年度 一般会計及び特別会計収入支出予算書総括表
平成28年度 予算財源構成比率
平成28年度 新会計区分
平成28年度 一般会計収入支出予算書
平成28年度 特別会計収入支出予算書
平成28年度 事業別財源別一覧表

平成 28 年度

事業計画書

並びに収入支出予算書

目 次

1	平成28年度 事業運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	平成28年度 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	平成28年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書・・・・・・・・	6
4	平成28年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計及び特別会計収入支出予算書総括表・・・・・・・・	16
5	平成28年度 予算財源構成比率・・・・・・・・・・・・・・・・	17
6	平成28年度 新会計区分・・・・・・・・・・・・・・・・	18
7	平成28年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計収入支出予算書・・・・・・・・	19
8	平成28年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会特別会計収入支出予算書・・・・・・・・	25
9	平成28年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業別財源別一覧表・・・・・・・・	27

平成28年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業運営方針

改正介護保険法の目玉ともいえる新しい介護予防・日常生活支援のための総合事業であるが、経過措置期間を終え、平成 29 年度から完全施行されることになっている。平成 28 年度は、その猶予を 1 年とするとともに重要な年にあたる。三浦市のみならず、全国の市町村はすべからず予防給付の通所介護・訪問介護を市町村による新総合事業に移行しなければならないからだ。

そのため国では、各自治体に「地域包括ケアシステム」の構築を求めている。「地域包括ケアシステム」とは、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域社会の中で、自分らしい暮らしを続けるための“仕組み”のことである。

2025 年には団塊の世代が後期高齢者となり、要介護認定者数の大幅な増加が見込まれることから、来たるべき“とき”に向けて「体制を整備せよ」ということだ。住み慣れた地域での生活を継続するためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を柔軟に組み合わせて提供する“仕組み”を日常生活圏域単位で構築していかなければならない。

それでは、高齢者が自分らしく住み慣れた地域社会の中での暮らし続けるにはどうしたらいいのだろう。

三浦市社会福祉協議会では、“生涯現役”の精神に基づいて、例えば介護状態にあったとしても「地域社会の一員として、自己実現を図りたい」という高齢者一人ひとりの願いを実現することにあるのではないかと考えている。当然のことながら、それには「介護予防」の視点を欠くわけにはいかない。

地域には、自立した高齢者もいれば、虚弱な高齢者、要介護高齢者など様々な高齢者が生活している。当該高齢者が、それぞれの果たせる役

割を最大化することが、「介護予防の推進」と「生活支援の充実」につながるのではないだろうか。それには、地域の特性を活かしながら、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、誰もが自由に参加することのできる住民主体の介護予防活動が求められる。

そこで、三浦市社会福祉協議会では、昨年度に引き続き「介護予防インストラクター」の養成を重点事業の一つに据えた。「リハビリ体操の普及」がその主たる目的である。一方で、住民（参加型）主体の小地域密着型ミニデイサービスを市内各所で展開したいとも考えている。“地域住民による地域住民のための”互助システムを当該地域社会に根付かせるためだ。ここでもマンパワーの一角を担う人材として「介護予防インストラクター」を想定している。これを生業とし生計を立てるのは、困難かも知れない。しかし、リタイヤした“若き高齢者”がインストラクターとなるのなら話は別だ。今、年金だけでは暮らしていけない「老後の危機」が浮き彫りになっている。こうした層を戦略的にインストラクターとして養成し、年金プラスアルファの報酬で生計を安定させようというのだ。生活困窮やいわゆる「下流老人」の問題を“生きがい”“やりがい”の創出とともに、地域包括ケアシステムの構築に絡めて解決しようという新たな試みである。

これまでの専門職とされる一握りの人間が実践する「まちづくり」では、住民を“一社会資源”として、どのように活用すればよいか—という発想しか生まれてこない。そうではなく、その「意思決定」、つまり、住み慣れた地域社会の中でどのように生きていくのか—という選択を住民の側に戻すことこそが、地域包括ケアの新しい理念だと考えるようになったことが、その背景にある。

新総合事業への移行を図る中で、もう一つ重要な事業に着手しようと

考えている。短期集中予防サービスの理念に基づいた「専門職」による要支援・介護状態からの脱却を目途としたデイサービスの実践がそれだ（訪問指導含む）。とりわけ通所による「介護予防リハビリデイサービス」の展開は、介護予防の機能強化に欠かせないサービスとなるだろう。めざすは、当該高齢者の要支援・介護状態からの「卒業」である。当然のことながら、卒業後の行先（社会参加の「場」）として、前述の住民主体の小地域密着型ミニデイサービスが想定される。増大の一途を辿る社会保障費の抑制という観点からも、今後強く求められるサイクルである。この試みの優位性が実証されれば、通所型サービスC（短期集中予防サービス）を三浦市から受託することも可能なのではないだろうか。

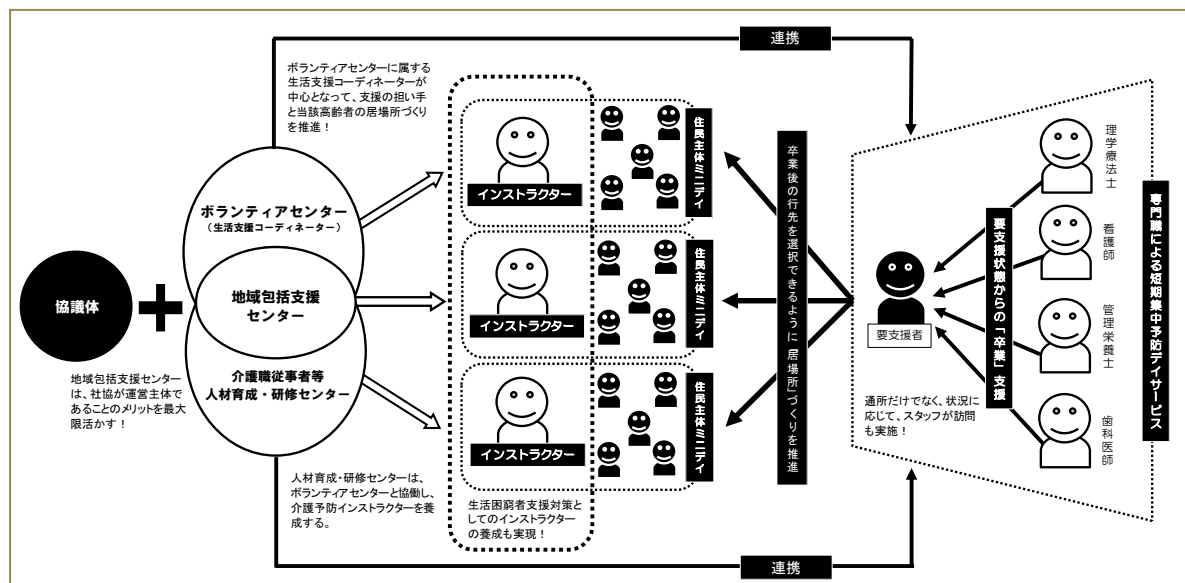
この他にも神奈川県が提唱するCHO（Chief Health Officer＝健康管理最高責任者）構想に賛同し、このCHOを組織内に配置するとともに、その理念を各事業に付帯させることにした。その根底には、よりよ

い支援（介護）者であるためには、まず、自分自身が健康でなければならないという信念がある。CHOとの関連で、社会保険労務士をアドバイザー・スタッフに招き入れることになったのも、平成28年度事業における大きなトピックとなろう。

ともあれ、平成28年度は、三浦市社会福祉協議会にとって文字どおり“挑戦の年”となる。我々は、山積する“福祉的課題”に向かって、チャレンジャーとしての姿勢を堅持しながら、これと対峙しなければならない。

平成28年3月

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
会長 川崎 喜正



平成28年度においては、これまで地域包括支援センターに所属していた「生活支援コーディネーター」を地域福祉課（三浦市ボランティアセンター）に配属し、ボランティアセンター、介護職従事者等人材育成・研修センターが、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な①人づくり②要支援者らの「居場所」づくりを推進する地域包括支援センターを全面的にバックアップできる体制をつくりたいと考える。

そのうえで、通所・訪問による短期集中予防型のサービスを実施し、当該要支援者を住民主体のミニデイサービスなどの地域社会内にある「居場所」に戻すサイクルを確立したいと考える。

重点目標

- 1 CHO構想の充実
- 2 労務管理制度の確立
 - (1) 社会保険労務士の導入
 - (2) 職員のキャリアパス制度の確立
- 3 地域包括ケアシステムの整備
 - (1) 小地域における地域診断の実施
 - (2) 専門職（理学療法士・管理栄養士・看護師・歯科医師など）による介護予防リハビリデイサービスの実施
 - (3) 住民参加型ミニデイサービスの試行
 - (4) 介護予防インストラクターの養成と活動支援
 - (5) 管理栄養士による高齢者訪問栄養相談の試行と就労支援センター「どんまい」による配食
- 4 総合相談機能の充実

一般会計事業

平成28年度社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	法人運営事業 ①法人運営事業  本会では、顧問弁護士の狩倉博之氏に加え、2名のアドバイザー・スタッフを配置している。1名は、NPO法人「かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」の理事長で、社会福祉法人唐池学園貴志園の園長、富岡貴生氏。同氏には、発達障害全般とケアプランの作成におけるアセスメント技法や処遇困難事例に関するアドバイスを求めている。 もう1名は、社会保険労務士法人ゼネラル・ブレインズの伊藤孝仁氏を労務管理のアドバイザー・スタッフとして招き入れた（左から狩倉氏、富岡氏、伊藤氏）。	三浦市社会福祉協議会は、特定の対象者や地域だけではなく、幅広く地域福祉を推進する「高い公共性」と「自主性」を併せ持つ団体として、市民各層からのご参画を得て、その運営にあたっています。実際にその運営に携わるのは、理事12名、監事3名、そして、評議員31名の総勢46名です。理事は、経営の執行責任を担い、監事は、業務の執行状況や財産の状況などを監査します。そして、評議員が、理事の選任や予算決算の承認などの重要事項を議決することとなります。なお、理事（常勤者を除く）、評議員、監事は、無報酬となっており、運営の財源は、会費と三浦市からの補助金、そして介護報酬などで賄われています。  理事会の様子  成田課長をCHOに任命した。 理事会の補助機関としての役割を担う事務局では、会員の増強・受配、三浦市総合福祉センターの運営、社会福祉大会の実施、苦情処理委員会の設置・運営といった役割を担うと共にCHO（健康管理最高責任者）構想※の実現をめざします。 ※CHO構想とは、企業や団体などが、従業員やその被扶養者の健康づくりを企業経営の一部として位置づけ、経営責任として従業員等の健康マネジメント、いわゆる健康経営を進め、企業の労働生産性向上、健康満足度、医療コスト削減といった経営指標を調和的に改善させることにより、企業全体のパフォーマンスを向上し、その結果として企業の経営価値向上に資する取り組みです。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	②調査研究企画広報事業	(1) 三浦市民生活向上会議 住民主体の地域福祉活動を推進するために「三浦市地域福祉活動計画」の進捗状況の管理や地域の課題の解決にむけて活動する三浦市民生活向上会議を組織・運営しています。また、本会議をより効果的に推進するため、「活動評価促進部会」、「福祉のまちづくり検討部会」、「ボランティア活動推進部会」の3つの部会を設けています。 (2) 社協みうらの発行  紙媒体による情報発信としての「社協みうら(広報誌)」を発行しています。奇数月に発行し、各事業報告や、地域のさまざまな社会福祉活動を紹介。ウェブサイトでもバックナンバーをご覧いただけます。また、ボランティアサークル「ひばりの会」による最新号の音訳もお聴きいただけます。 (3) ホームページの運営 写真や動画を満載したホームページを開設し、鮮度の高い情報をタイムリーに供給する仕組みを構築します。(↓トップページの画像) 
		③基金運営事業	(1) 老人福祉振興基金 (2) 地域福祉振興基金 高齢化の進展を睨んで初代会長が創設した老人福祉振興基金及び地域福祉振興基金の造成に努めます。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	地域福祉推進事業 ①三浦市総合福祉センター運営事業	 三浦市社会福祉協議会が自己所有する「三浦市総合福祉センター」は、地域福祉の総合拠点として、市民の皆様から親しまれています。収益事業の収益は、全てこのセンター運営事業に充当されています。センターには、ボランティア・市民活動を促進するために、パソコンや印刷機などを置き、大小会議室もご用意しています。
		②ボランティアセンター運営事業（新規）	三浦市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア・市民活動の振興に寄与すべく①情報サービス(情報の収集と提供)②アドバイザー・サービス(相談助言活動)③コーディネーション・サービス(需給調整活動)④学習プログラム・サービス(学習支援活動)⑤活動プログラム・サービス(活動メニューの開発と提供活動)⑥ネットワーキング・サービス(活動者・組織間の連携促進活動)⑦拠点サービス(活動拠点や資・機材の提供活動)⑧マネージメント・サービス(活動者の組織運営支援活動)⑨研究情報サービス(調査研究活動)⑩アドボカシー・サービス(社会提案への支援活動)を提供するなどして総合的にボランティア・市民活動を支援をしています。 この他に、ボランティアセンターが取り扱う主な業務は以下のとおりです。 (1) ボランティア・市民活動助成金の配分 (2) 地域福祉推進モデル事業の実施 (3) 各種ボランティア講座 また、昨年度は、地域包括支援センター「おまかせ」に配属していた「生活支援コーディネーター」をボランティアセンターの職員として位置付け、地域サロンの開設・支援や地域包括ケアシステムの構築に関わる諸事業を実践します。また、介護予防インストラクターの養成といったボランティア人材の養成も介護職従事者等人材養成・研修センターとの協働によって進めます。なお、NPO法人スローハンド(認知症高齢者対応型通所介護事業所ふらい庵)の2階部分を間借りし、ここを三浦市ボランティアセンターの支所として位置付け、当該地域における市民活動の活性化をめざします。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	③障害児者余暇支援事業	 (1) 障害児者運動支援事業(スプラッシュヤーズ) (2) 障害児者乗馬訓練(かっぱの会) (3) 皆で海に親しむ会 (4) 障害児夏のお泊り会 (5) きらきらキッズ(核家族化などにより家族機能が低下する中で、子育てに奮闘する「ママさん」たちを応援しようと、未就学児とその家族を対象とした「遊びの広場」を設けていきます。) (6) セッション(ダンス教室)
		④援護事業	(1) 災害緊急援護事業(災害時に被災者に見舞金を支給します。) (2) 交通遺児援護事業(交通事故により、保護者が死亡または重度障害者になった交通遺児に対し激励金を支給します。) (3) 行路人援護事業(市内を徘徊する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付します。) (4) 紙オムツ支給事業 (5) 肢体不自由児入浴サービス事業
		人材養成研修事業 ①介護職従事者等人材養成・研修センター	 事務局内(三浦市総合福祉センター)に介護職従事者等人材養成研修センターを設置し、体系的・継続的に介護職従事者など福祉人材を養成し、また、当該者のスキルアップに寄与するような研修機会を設けていきます。 人材センターが企画したホームヘルパー・フォローアップ研修の様子。
		共同募金配分金事業 ①共同募金配分金事業	共同募金の配分金を広く用いて、紙オムツの支給やボランティア活動の促進など地域福祉事業を推進します。共同募金の配分金は、三浦市社会福祉協議会にとって最も優良な財源の一つです。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	総合相談支援事業 ①安心館 ※安心館の開所によって、当該者はその属性に関わらず、ワンストップで相談に受けられるようになります。但し、それぞれの事業は法令に基づいて独立し、守秘義務などのコンプライアンスに努めています。事業間の利益供与ないし便宜のための一体化ではありません。	(1)地域包括支援センターおまかせの運営 介護保険法に基づいて、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う「地域包括支援センター」を運営します。平成 28 年度は、これまで地域包括支援センターに配属されていた生活支援コーディネーターをボランティアセンターに配置し、協働して地域包括ケアを推進します。 (2)居宅介護支援事業所アンドの運営 介護保険法に基づき、介護利用者が適切に介護サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼のもと、介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅介護サービスの計画を立案するサービスを新規におこないます。
		②福祉なんでも相談「はにかみ屋」(相談支援事業所「エール」)	市民の利便性に鑑み、三浦海岸駅前という好立地に、相談機能を兼ね備えた三浦市社会福祉協議会のアンテナショップを設けます。このアンテナショップには、市内作業所の製品を展示できるスペースを設けるなど、地域福祉のインフォメーションセンターとしての役割も担います。また、この「はにかみ屋」を本拠として、障害児者の相談支援事業所「エール」の運営にあたります。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	③自立生活支援センター「いっしょ」	新設する自立相談支援センター「いっしょ」において、以下の事業を実施します。 (1) 法人後見事業(法律相談事業) 法律相談事業にあたるのは、本会の顧問弁護士でもある狩倉総合法律事務所の狩倉博之弁護士です。 (2) 日常生活自立支援事業 (3) 生活福祉資金の貸付 (4) 生活困窮者自立支援法事業 ①自立相談支援事業②就労促進のための支援事業③家計相談支援事業④貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業⑤緊急支援物資給付事業  生活困窮者自立支援事業の一環として実施した学習支援事業の様子 生活困窮者自立支援事業に関しては、介護保険制度との連携も意図しながら、その充実を図りたい考えです。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	2 介護保険事業拠点区分	介護保険事業 ①老人デイサービス事業 （高齢者デイサービス「湯ごころ」） ②介護予防リハビリデイサービス事業（新規）	(1)高齢者デイサービス事業所「湯ごころ」  三浦市地域福祉センターにおいて、介護保険法に基づき、通所介護(要介護度1～5)予防通所介護(要支援1・2)の介護認定を受けた要介護高齢者を対象に、生活支援や家族の介護負担軽減を目的に入浴・リハビリ・レクリエーション・食事提供・介護相談等に応じるデイサービスを実施しています。 (2)介護予防リハビリデイサービス 新総合事業における通所型サービスC(短期集中予防サービス)の受託も視野に、介護予防リハビリデイサービス事業を実施します。 場所は、三浦市地域福祉センター1階のリハビリ・ルームを想定。理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科医師などが①口腔機能向上②栄養改善③運動器機能改善④個別機能訓練を実施します。
		③小規模多機能型居宅介護支援事業 （小規模多機能型デイサービス「はつらつ」）	小規模多機能型居宅介護支援事業所「はつらつ」  三浦市総合福祉センターにおいて、介護保険法に基づき実施している小規模多機能型居宅介護事業は、デイサービスの利用者が訪問サービスやショートステイといったサービスを包括的に利用できるサービスです。25 名を定員とし、小規模できめ細かいサービスを提供しています。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	3 障害者自立支援事業拠点 区分	障害児者自立支援事業 ①障害者就労支援事業 (就労支援センター「どんまい」(就労継続支援B型・就労移行支援))	 就労継続支援B型事業に併せて就労移行支援事業を実施します。 平成28年度においては、新たに管理栄養士を採用し、高齢者の「食」・「栄養」の問題にも積極的に関与し、障害者が高齢者を支える“仕組み”づくりを構築したいと考えています。障害があっても社会の一員として、社会に貢献しているのだという職業人としての“誇り”を個々の利用者が持てるよう支援するためです。具体的には、生活支援コーディネーター(ボランティアセンター所属)との連携によって、栄養問題を抱える高齢者に「配食」サービスを提供するなど「地域包括ケアシステム」の推進に寄与していきます。
		②障害者デイサービス事業 (障害者リハビリデイサービス「ゆずりハ」)	 障害者総合支援法に基づき、創作活動やレクリエーション、年数回の社会適応訓練や身体状況に応じた入浴等のデイサービスを提供しています。また、専門職による機能訓練によって、より地域生活を豊かにしていただけるよう支援していきます。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	3 障害者自立支援事業拠点 区分	③児童デイサービス事業 (児童発達支援事業所「HUG くみ」)	 HUGくみの様子 放課後等児童デイサービス事業とは、児童福祉法に基づいて実施する発達支援事業と放課後等デイサービスの総称で、これを三浦市総合福祉センターにおいて実施します。 学校・家庭とは異なる第三の『居場所』として子供たちの成長を支援します。

特別会計事業

平成28年度社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書

会計区分	拠点区分	事業名	備考
特別会計	1 収益事業拠点区分	三浦市総合福祉センター貸館事業 ①三浦市総合福祉センター貸館事業	 三浦市総合福祉センターの一部を民間の介護保険事業者に賃貸し、その収益を全額地域福祉事業に還元する定款上の「収益事業」となります。

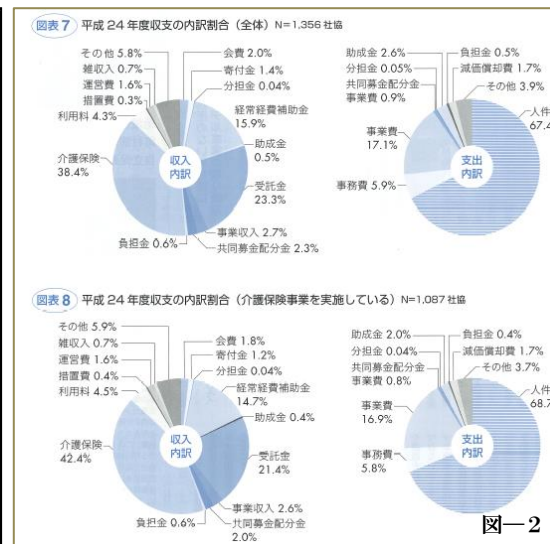
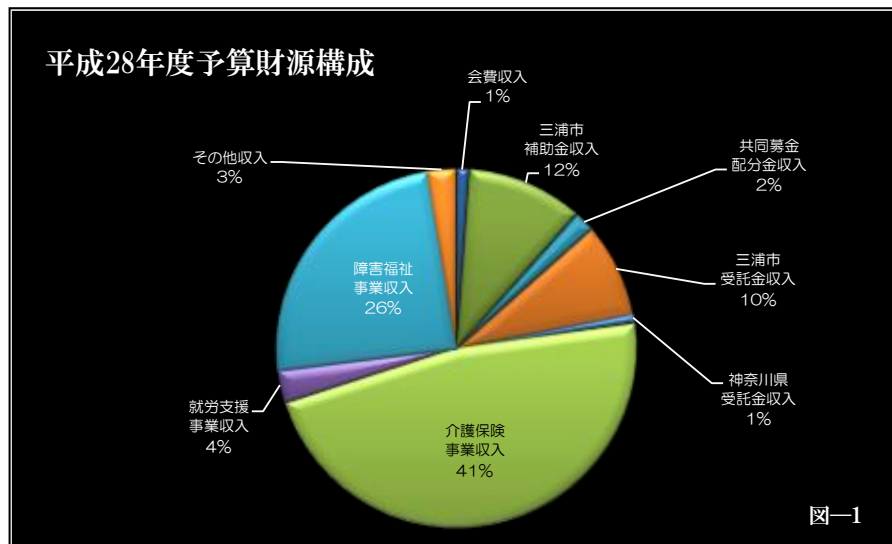
平成28年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

一般会計及び特別会計収入支出予算書総括表

(単位：千円)

会計区分				本年度予算額
一	般	会	計	357,222
特	別	会	計	6,600
合 計				363,822

平成 28 年度予算財源構成比率



平成 28 年度における財源構成比率は、左グラフ図-1 のとおりとなります。会費を除く事業収入で7割を超えています。

一方の図-2 は、2015 年 5 月に全国社会福祉協議会が「社協情報NORMA」において公表した「平成 26 年度社会福祉協議会

基本調査 平成 25 年度財務調査」の結果です。全国にある社会福祉協議会の平均的財源構成がグラフ化されています。これを見てもわかるとおり、当法人の財源構成が非常にユニークであることがわかります。受託金の比率は全国平均の半分程度、人件費など経常経費の補助金も全国平均を下回っています。障害福祉事業にも積極的に取り組み、収入全体の 4 分の 1 以上を占めていることも大きな特徴といえるでしょう。いわゆる事業型社協と呼ばれる所以ですが、我々はむしろ“経営型社協”という表現の方がしっくりくると考えています。個々の職員が経営感覚を身に付け、介護保険事業等の実践で上げた収益を地域福祉事業に還元する仕組みができあがっているからです。

1 割強を見込んだ補助金は、地方自治法において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」(第 232 条の 2) とされていることから、これを根拠に求めるものです。一方の委託事業に関しては、いわゆる役務の対価となりますが、例えば同じく地方自治法に基づいて指定管理する三浦市地域福祉センターは、委託料なしで、これを受託し施設管理をおこなうつもりです。これについても、介護保険事業等の収益を充てる考えです。

平成28年度 新会計区分

事業区分	拠点区分	サービス区分	サービス区分の細区分	事業内容
社会福祉事業区分	地域福祉推進事業拠点区分	法人運営事業	法人運営事業	▼理事会・評議員会▼人件費
			調査研究企画広報事業	▼三浦市民生活向上会議▼社協みうらの発行▼ホームページの運営
			基金運営事業	▼老人福祉振興基金▼地域福祉振興基金
		地域福祉推進事業	三浦市総合福祉センター運営事業	▼三浦市における市民活動の中核拠点の運営
			ボランティアセンター運営事業（新規）	▼ボランティアセンターの運営▼ボランティア・市民活動助成金の配分▼地域福祉推進モデル事業▼生活支援コーディネーター配置
			障害児者余暇支援事業	▼障害児者運動支援事業（スプラッシューズ）▼障害児者乗馬訓練（かっほの会）▼皆で海に親しむ会▼きらきらキッズ▼セッション（ダンス教室）
			援護事業	▼災害緊急援護事業▼交通遺児援護事業▼行路人援護事業▼紙オムツ支給事業▼肢体不自由児入浴サービス事業
		人材養成研修事業	介護職従事者等人材養成・研修センター	▼組織内職員の研修▼組織外職員の研修
		共同募金配分金事業	共同募金配分金事業	▼共同募金配分金事業
		総合相談支援事業	「安心館」	▼地域包括支援センター「おまかせ」▼居宅介護支援事業所「アンド」
			福祉なんでも相談「はにかみ屋」	▼相談支援事業所「エール」
			自立生活支援センター「いっしょ」	▼法人後見事業▼日常生活自立支援事業▼生活福祉資金の貸付▼生活困窮者自立支援法事業
	介護保険事業拠点区分	介護保険事業	老人デイサービス事業	▼高齢者デイサービス「湯ごころ」
			介護予防デイサービス事業（新規）	▼介護予防デイサービス
			小規模多機能型居宅介護支援事業	▼小規模多機能型居宅介護事業所「はつらつ」
	障害者自立支援事業拠点区分	障害児者自立支援事業	障害者就労支援事業	▼就労支援センター「どんまい」（就労継続支援B型・就労移行支援）
			障害者デイサービス事業	▼障害者リハビリデイサービス「ゆずりハ」
			児童デイサービス事業	▼児童発達支援事業所「HUG くみ」
収益事業	収益事業拠点区分	三浦市総合福祉センター貸館事業	三浦市総合福祉センター貸館事業	▼三浦市総合福祉センター貸館事業